

司法試験における試験成績の本人通知について

平成17年11月8日司法試験委員会決定

改正 平成18年9月20日

改正 平成23年11月9日

短答式試験及び論文式試験の全科目を受験した者に対し、次のとおり、成績を通知する。ただし、2の(1)アについては、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者に限り、2の(1)イについては、論文式による筆記試験において、全科目につき最低ラインに達している者に限る。

1 短答式試験の結果

(1) 通知事項

- ア 短答式試験の科目別得点及び合計得点
- イ 短答式試験の合計得点による順位

(2) 通知時期

6月

2 論文式試験の結果並びに短答式試験及び論文式試験の総合評価

(1) 通知事項

- ア 論文式試験
 - (ア) 論文式試験の科目別得点及び合計得点
 - (イ) 論文式試験の合計得点による順位
- イ 短答式試験及び論文式試験の総合評価
 - (ア) 総合得点
 - (イ) 総合順位

(2) 通知時期

合格発表後